

特集 **使っていますか？**  
**日本国憲法**

3面 **日本国憲法を私たちの手に取り戻す**  
6面 **2013夏のプログラム 参加者募集中**

2012年12月に施行された衆議院議員総選挙において自民党は大勝し、衆議院では295議席をもつに至った（3月28日現在）。衆議院における改憲派勢力は、野党である日本維新の会、みんなの党（各々54議席、18議席）を併せ

**国会は民意を反映しているか？**

れば、その3分の2を超える。憲法を改正するには、衆参各々の総議員の3分の2以上の賛成で改憲案を発議することが求められるので、2013年夏の参議院選挙の結果次第では、憲法改正が現実味を帯びてくる。

もっとも、自民党の得票数は、実は大敗した前回よりも少ない。比例区では1881万票から1662万票へ、小選挙区では2729万票から2564万票に減らしている。それでも大勝したのは、民主党の政権運営への失望と政党乱立で票が分散したこと以外に、投票率が低かったことを指摘できる。69・28%だった前回（09年）に比べ、今回は59・32%に落ちこみ、戦後最低だった96年の59・65%をも下回った。

このように、得票数を減らした自民党が衆議院で圧倒的な勢力をもつことは、民意と国会の意思に大きなずれがあることを意味する。そしてこの状態で、憲法改正すら行われようとしているのである。そこで、特に投票に行かなかった人たちにに向けて、選挙権を行使することが如何に重要かを考えてみたい。

The Young Women's  
Christian Association

# YWCA

日本YWCAの使命(ミッション)  
イエス・キリストに学び、共に生きる世界を実現する  
世界の人々と共に人権・平和・環境の問題に取り組む

第31総会期主題  
平和を実現する人々は幸いである—マタイによる福音書5章9節

6

JUNE  
2013

No.714

日本YWCAビジョン2015

- (1) 非核・非暴力により平和を実現する
- ・平和憲法をまもり、世界に広める
- ・原発のない社会をつくる
- ・市民レベルで東北アジアの信頼関係を築く
- (2) 女性と子どもの権利をまもる
- (3) 若い女性のリーダーシップを養成する

[www.ywca.or.jp](http://www.ywca.or.jp)

## 参議院選挙で問われる、 私たちの未来

伊藤 真  
Ito Makoto

憲法は国民の主権を守り、国家権力を制限するものです。また、政府、国会議員、国家公務員など国や行政機関の職務に就く人々は、憲法の理念の実現のために働かなければなりません。ところが日本国政府は、憲法が描く社会を実現するための努力はおろか、憲法第96条を改正して憲法改正発議要件を容易にすることを目指したり、米国から押し付けられた憲法は変えるべきだと言いつつ、軍事・経済・社会保障のあり方までも米国のルールに追従しようとしています。何かおかしくありませんか。

7月の参議院選挙を前に、一市民として地に足をつけ、権利を行使し、自由を守る方法を考えます。



profile

弁護士  
「憲法を知ってしまった者の責任」から、日本国憲法の理念を伝える伝道師として、講演・執筆活動を精力的に行う。真の法律家の育成を目指し、司法試験等の受験指導にあたる伊藤塾を主宰。「一人一票実現国民会議」の発起人となり、日本に真の立憲民主主義を実現すべく奮闘中。

## 権力をコントロールして 自由を守る

憲法は、私たち国民が自由に生きることができるよう国をしくみを定め、国家権力に歯止めをかけるために存在している。自由に生きるためには、私たちが政治に参加できることが必要となる。なぜなら、自由を制限する権力者と、自由を制限される国民とがまったく別々だと、権力者たちは好き勝手なことをしてしまう危険があるからである。消費税率を10%にするのにこれだけ紆余曲折を経ているのも、私たち国民が選挙を通じて権力者を選ぶことができるからである。自由を制限される立場の人が、自由を制限する立場にまわって、「自分のことは自分たちで決める」という方法をとることで、自由の制限を最小限にすることができるのである。私たちの意思で政治に積極的に参加しながら権力

をコントロールして自由を守る。

それこそが、民主主義なのである。

このように政治に積極的に参加していくための人権を、「参政権」という。「選挙権」や「被選挙権」がその典型である。自分のことを自分で決めるのと同様に、暮らしに直結する政治も自分の意思で決める。それが選挙に行く一番の理由である。「お上は間違ったことはしない」という人任せの政治観の先にあるのは「奴隷の幸せ」ではない。

国会、内閣、裁判所という権力を担う国の機関は国民の選挙結果に基づいてから組織されるのであり、選挙の中心にあるのが参政権

とりわけ選挙権なのである。

たしかに、昨年12月の総選挙では、自民党をはじめ日本維新の会やみんなの党のような保守派に対するし、リベラル派を形づくるはずの政党に対する不信感が、有権者を投票所から遠ざける結果になった。しかし、投票できる政党がないときでも、白票を投じたかたちで自分の意思を積極的に表明すべきである。

7月には参議院選挙が行われ、その結果次第では一気に憲法改正が進む可能性がある。自民党の改憲草案は、日本が国防軍という軍隊をもち、アメリカの戦争に加担するための集団的自衛権を認める改正を狙っている。戦争のために、さまざまな義務が私たちに課せられ、私たちの生活は一変するだろう。そうなるってしまつてよいのか。参議院選挙ではそれが問われている。



参議院選で問われる、  
私たちの未来

## 世界をリードする日本国憲法に

長尾 真知子

日本国憲法は戦争放棄を明記し、「全世界の国民」の平和的生存権を規定した。ほかの多くの国と違って、軍隊を持たず徴兵制のない日本。戦争放棄と戦力不保持を憲法に掲げた日本。「軍隊のない国なんて弱小だ」「他国が攻撃してきたらどうする?」「国際政治はおかしい」そんな疑問を持つ人もいるかもしれない。しかし考えてみてほしい。誰が自分の大事な人を戦争に行かせたいだろうか。誰が恐怖と欠乏におびえながら暮らしたいだろうか。ひとたび戦争が始まればそれが現実化してしまふ。

権力者によって全てが正当化される「正義論」や、戦争を国家の目的実現の手段とする「無差別戦争観」に立つ時代から、20世紀の二度の世界大戦の惨禍の反省にたち、戦争を「違法化」する時代へと、人類は歩む努力をしてきた。日本国憲法第9条に規定される戦争放棄、戦力不保持は、こういった戦争違法化の流れの最先端を歩むことを明らかにしたものだ。憲法前文では「専制と隷従、圧迫と偏狭」といった構造的暴力をなくし、日本国民だけでなく「全世界の国民」の平和的生存権を謳っている。日本は、他国のように武力を持って戦争をできる国になるのではなく、世界をリードする日本国憲法の理念を広めるべきだ。

しかし、今、この日本国憲法の基本的な人権の尊重、国民主権、平和主義という、普通の「三つの原理」が危機に晒されている。この夏の参議院選挙の争点として、自民党が中心になり、まず憲法9条を変えることを通して、改憲手続きのハードルを低くしようとする動きが加速している。その先にある自民党の改憲草案は、立憲主義に逆行して権力者が国民の権利を制約し、「三つの原理」を根本から覆すものだ。世界の平和を紡ぐ憲法を、未来世代のためにも私たち一人一人が真剣に考える時に来ている。

(東京YWCA会員)

Constitution of Japan

# 日本国憲法を 私たちの手に取り戻す

ここからは、個人の尊厳・幸福追求権・公共の福祉について保障する第13条、  
法の下での平等を保障する第14条、両性の平等を保障する第24条、  
そして戦争の放棄を謳った第9条について、  
個人の日々の生活体験に結びつけて紹介します。

## 第13条

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。」

## 被災地でかすむ人権の尊重

3・11の東日本大震災と東京電力福島第一・第二原子力発電所事故の発生以降、拡散された放射能物質をめぐって、私たち福島市民・県民はもっとも厳しい個人の尊厳の侵害に日々さらされている。

個人の尊厳に関わる人権教育については、内閣府が推進する男女共同参画の大きなテーマであったと私は認識している。しかし、それが私たちの生活の場にとどのよう浸透してきたのかについて知るすべもなく、3・11の渦に巻き込まれた。まさに、原発による個人の尊厳の侵害との闘いが始まったのである。



除染作業で剥かれた土。処理する場所がなく、個人の庭に埋められブルーシートで覆われたままだ。



広場に平然と立つ、2本のモニタリングポスト。低い数値設定がされているという。何を信じればよいのか分からない。

例えば、事故直後に福島を脱出したとされる有識者たちは激しく批判され、悪口を叩かれた。彼らも人間であり命を守る権利を持っているが、公人として市民・県民よりも先に自分の身の安全を優先するとは何事か、という話である。また、この春家族で県外に移住した友人は、「福島からできるだけ遠くに離

れるように」と私を説得する。私は、せめて若年の子どもたちを避難させていると弁解し、思わず「私はここで生き物として生きるよ」と言った。正直、私自身も自分の発言をまだ整理できていない。福島はそんな被災地である。毎日平然を装って過ごしているが、国家とは何なのかと繰り返し考えてしまう。24・24μシーベルト/毎時の時に呼吸をする危険を感じた恐怖は消えない。過去に戦場で国家に万歳をして砕け散った兵士の心情を思ってしまう。

憲法13条を繰り返し読み、個人の尊厳を尊重する気高さを知る。理想をなくして国家は成立するものではないと考えたい。

福島YWCA会員 半澤敦子



第14条 「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

第24条 「婚姻は、両性の合意のみに基つて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」

## 平等な社会とは？ 高校生の キャッチコピー

男女が対等な関係で、互いを尊重し、能力を十分に発揮できる社会を標榜して、男女共同参画社会基本法が制定されてから、早14年が経とうとしています。そんな中、教育現場では興味深い取り組みがなされています。捜真女学校高等学校2年生の家庭科の授業で、男女共同参画のイメージをキャッチコピーとして表現するという課題に対し、クラスの中から次のような作品が登場しました。

- ☆男らしさ 女らしさじゃない ワタシらしさ
- ☆これからの日本「女性のステージは家」だけじゃない
- ☆今がその「時」女性の強さを日本の力へ
- ☆サンカク(参画)で 男女の関係マルくなる
- ☆「縁の下の力持ち」から「光の当たる力持ち」へ
- ☆うち砕けジェンダー 立ち上がれウーマン
- ☆ハツラツ日本 ハタラク女性
- ☆男ですか?女ですか? いいえ、ひとりの人間です
- ☆どんな社会も どんな女性も 変わっていきける
- ☆明日(みらい)の私に恋をする
- ☆女性のちから みらいの活力

また社会の荒波を知らない

高校生たちではありますが、若さが持つ鋭い感受性で、男女平等には程遠い現実社会を全身で察知し、女性が自由に活躍し、男女共に自己実現できる社会に向けて、瑞々しい期待を持っていることが伝わってきます。日本がそのような社会を実現していくためには、まず憲法第13条、第14条、第24条が大切に守られなければならないかもしれません。今一度これらの条文の持つ意味を深く受け止め、堅持していくために、私たちが有権者の責任は重いと感じています。

捜真女学校高等学校 非常勤教員  
遠藤真理

## 第14条・第24条から考える 「2つの世界」

私は2012年4月から2つの世界を行き来している。みなさんにはこんな経験があるだろうか。YWCAの当たり前が、外の世界では通用しなかったこと。

私は、2012年4月にある企業に就職した。古きよき日系企業、見方を変えたと未だに男性体質から抜け出せずにいる会社。配属が決まった当初は驚愕の連続であった。総合職なのに女だからと制限される業務、意見をするをよしとしない雰囲気：男女雇用機会均等法が施行されてからも何年もたっているではないか！と叫びたい気持ちで、悔しくて泣きながら帰る日もあった。

しかし、冷静な気持ちで考えると、それが日本社会の「いま」なのだと思う。働く女性を取り巻く環境はまだまだ不平等で厳しい。

そのような状況の中、幸運にも私は最近、広い視野を持った先輩社員に出会うことができた。女性を取り巻く環境に対し危機意識を持ち、話を親身になって聞いてくれる。その先輩の紹介で、先日はプライベート勉強会で発表の機会をいただいた。普段、YWCAの活動を通じて思っていることを、「企業に生きる人々」に正直に発信することができた、初めての機会であった。賛否両論さまざまな意見をいただいたが、2つの世界を繋ぐ一歩になったと感じている。

YWCAの活動を通じて、私は自分が目指す社会の理想像を描く。そして職場で、理想とは遠い現実を突き付けられる。今はまだとても大きな溝がある2つの世界であるが、遠くない未来、この隔たりがなくなるよう私らの努力をしていきたい。

日本YWCA運営委員 原田みな美